

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月22日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 4F 会議室
3. 出席委員 (16人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (3人)

欠席者	5番	白川 満秀	君
	12番	牧 優作郎	君
	18番	神宮司 守昭	君

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第49号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第50号 農用地利用集積計画について
- 議案第51号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鎌田 勝嘉
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。

本日は5番委員の白川さん、12番委員の牧優作郎さん、18番委員の神宮司さんから欠席の届けがでております。西橋委員につきましては種子島から戻ってくるので遅刻するという事です。

ただ今から平成27年度第10回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は19番委員の中島則雄委員にお願い致します。

憲章朗唱（19番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

改めまして、みなさん おはようございます。

暖冬と言われているこの冬なんですが、ここにきて一番の寒さの日と重なってきたようです。明日・明後日にかけて寒さが厳しくなってくる状況のようでございます。

寒い中ではありますが、ミカンコミバエ対策につきましては、皆さんにもいろんな場面で活動いただいておりますが、なかなか思うように地域住民の皆さんの危機感意識が低いようでして、今しばらくは注意喚起が必要だというふうに思います。

この情報につきましては後ほど局長の方から詳しく説明があるかと思えます。

また例年ですと今月1月は選挙人名簿の件がございましたが、新制度に代わり選挙人名簿の必要性が無くなったということで、その作業は無くなっております。

4月からは新体制での農業委員会活動ということで順次変更がなされるものと思えます。

私どもも折り返し地点でございます。課せられた役割をきちっと果たしていくことが私どもの責任でございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を19番委員、20番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第47号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第47号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号36番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、他3筆。地目：畑。4筆の合計面積：■■■■㎡。2筆が農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：ぼんかん・たんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、所有面積：0㎡。申請人の経験年数：0年。農機具等の保有状況：草刈機が1、運搬機・1です。

非耕作地はありません。周辺地域との関係につきましては『特に支障等はないと思えます。』ということです。地域との役割分担につきましては『集落の作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

事務局長

本申請は新規就農の申請です。申請人の農業経験年数は0という事ですが、機械の保有状況、営農計画に特に問題は認められないことから農地法第3条第2項の各号に該当しないためすべての許可要件を満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号36番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は親子です。借人は2年ほど前から■■■■に定住されております。前は■■■■に住んでいたようです。

経験年数が0ですが、お父さんの手伝いをちょこちょこやってこられたようです。

5ページを見てください。右下に1筆だけあるんですが、ここは畑地です。今のところ何も植わっておりません。耕して野菜畑にする予定だそうです。

上の方の3筆にはすべてポンカンを植えております。

そのような状況で、本人も全くの素人というわけでもなく、地域の行事等にも積極的に参加されているようで問題ないと思っております。

会長

整理番号36番について、皆さん方からご質問等賜ります。いかがでしょうか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号36番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号36番は許可することに決定いたします。

続きまして6ページ。議案第48号・農地法第4条の規定による許可申請についてと議案第49号・農地転用事業計画変更申請は関連がございますので一括で事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第48号。農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号1番。申請人：■■■■■■■■■■ 代表取締役：■■■■さん。土地の所在：■■■■と■■■■。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■㎡のうち、■■■■㎡。利用状況：雑種地。第2種農地、その他の農地と判断いたしました。事由：『農園全体の敷地面積が広く、それに伴い農業用資材（配管・木材等）を置く場所が必要。また農園のスタッフも4名おり、引き続き農業と併用して事務作業を行うため、仮設事務所が必要である。』ということです。

転用目的及び事業計画：農業用仮設事務所の建築面積・所要面積が■■■■㎡、資材置き場の所要面積が■■■■㎡、駐車場・道路の所要面積が■■■■㎡です。

議案第49号。農地転用事業計画変更申請について、次のとおり変更申請があったので議決を求める。

整理番号2番。申請人・土地の所在等、議案第48号と同じです。当初事業計画通りに事業が遂行できない理由：『農園全体の敷地面積が広く、その土地全体の農園事業計画が遅れているうえ、農園を管理するスタッフも4名で、最初に建設した建物やその周りの土地を同じグループ会社に譲渡した後もメンテナンス作業など一円の維持管理業務も引き続き行っており、農業用資材置き場と仮設事務所を移設できる土地の場所も確保できていないため、設けることができない状況であるため。』ということです。

今回の申請は平成25年2月25日に一時転用の許可が出たものであり

事務局長	<p>ます。事業の遂行が出来なかったために計画期間の延長をするものであるため、特に問題はみられませんので、転用はやむを得ないと思われま す。 以上です。</p>
会長	<p>議案第 48 号・第 49 号について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>昨日、責任者と会って話をしてみました。継続という形でありま すけども半分以上[]に売却をして、計画があつてないよう な、先が見えないような状況です。 3 年前に承認をしてもらっておりますので、今後[]の農地 として活用をするということですから、それを信用しまして仕方ないん じゃないかと思っております。 以上です。</p>
会長	<p>議案第 48 号・第 49 号について皆さん方からご意見・ご質問、賜りま す。いかがでしょう。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>[]の責任者には、「今回はダメだよ。」とは伝えてあります。 ここの責任者も「[]と[]のことだから、計画がわから ないけども、3 年後にはしっかりしときます。」という事でしたので。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>この 3 年の間に何かしら変化はあったんですか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>特にありませんでした。 先日[]が売買ったときの集落への説明会では、[] []の農地として常時計画しますと、[]の責任者は言ってお りました。</p>
会長	<p>[]に売却したんだけど、維持管理作業は[]がやっ ているのが実態だそうです。だいたい半分、[]の農地と []所有の農地を管理するのに事務所が必要だという事です。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>当初はハーブを植える計画で作業もしておりましたけども、今は管理 だけしてる状況ですね。進行はしてありません。</p>
会長	<p>正直言いますと、ここの担当者に聞いても 1 回 1 回本社に連絡して本 社の意向を確認しないと、回答できない状態です。 事務所としての転用期限が切れますので、延長したいという申請です ね。 なかなか判断が難しいところですが、議案第 48 号、49 号について今 までの分の継続・延長を申請したものであると理解して、私どもは計画 に同意した上で県にあげるということによろしゅうございますか。 (「はい。」の声あり) 議案第 48 号・49 号は、そのように決定をいたします。 続きまして 18 ページ。議案第 50 号 農用地利用集積計画について事 務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 50 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進 法第 18 条第 1 項の規定に基づき屋久島地区経営基盤強化集積計画につ いて議決を求める。 整理番号 23 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人： 譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。 土地の所在：[]、田、[]m²。農用地区域内。作物： 野菜。移転時期：平成 28 年 2 月 15 日。対価：[]円。利用権の設</p>

事務局長

定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：タンカン・ポンカン・時計草。経営面積：所有面積が [] m²、借地が [] m²、合計 [] m²。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、スピードスプレーヤー・1、草払機・1、オレンジキーパー・2です。

譲受人は大規模経営をしている農家であります。経営面積・農機具保有状況等を見ても特に問題は無いと判断いたします。以上です。

会長

整理番号 23 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

譲渡人は自分では高齢で作業できない。後継者もないということで農地を手放しております。

20 ページの航空写真をお願いします。[] の [] 側を海手に 100m ほど下がります。

譲受人は [] の若手担い手農家であります。野菜を作るという事ですが、お父さんが食堂をしておりますのでそこで使う材料になるでしょうというお話でした。以上です。

会長

整理番号 23 番について、皆さん方からご意見ございますか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 23 番は計画を認めることにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号 23 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 24 番・25 番は借人が同一ですので、一括して審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 24 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： [] と []。現況地目：田。2 筆の合計面積： [] m²。農用区域内。内容：米・バレイショ。契約期間：平成 28 年 2 月 1 日から平成 38 年 1 月 31 日までの 10 年間。借料：無償。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：エンドウ・バレイショ。経営面積：0。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラ・1、草払機・1です。

整理番号 25 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 2 筆。現況地目：畑。3 筆の合計面積： [] m²。契約期間：平成 28 年 2 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までの 3 年間。借料： []。利用権の設定を受ける者の状況等は整理番号 24 番と同じです。

経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思います。以上です。

会長

整理番号 24 番・25 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

24 番の申請人は親子であります。4 月から農業をしております。エンドウとバレイショを作付けしております。

[] の下の田んぼで米を作っておりますが、裏作でバレイショを作っております。

[] の農業を支える良いことだと思っておりますので、24 番は問題ないと思います。

○番（農業委員）

整理番号 25 番につきまして、24 ページの航空写真をお願いします。畑総をしているんですが、現状は山のような状態です。美土里サークル事業内ということで集落の遊休地の解消として計画をしております。28 年度から計画を立てております。遊休地が耕作されることは良いことだと思いますので、■■■■君には今後とも集落の為に農業を頑張ってもらいたいですので問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 24 番・25 番について皆さん方からご質問等ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号 24 番・25 番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 24 番・25 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第 51 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 51 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求める。

整理番号 18 番。申請人：■■■■さん（■■歳）、（代理人）■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。第 2 種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和 55 年より耕作が放棄され、現在は雑木が育成している。』ということです。

申請地は雑木が茂り山林化しており、農地に復元することは労力・資金ともに困難な状況であります。また周辺も宅地化しており、今後も農地としての利用が見込めないため非農地とすることはやむを得ないと判断いたしました。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

27 ページの航空写真を見てください。ここで作物を作っていたという記憶は私にもありません。非常に広いですし、このままおいても解消される見込みはありませんので、やむを得ないと思います。

会長

整理番号 18 番について皆さん方からご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 18 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 18 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 10 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時15分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

19 番

20 番

平成 28 年 1 月 22 日

屋久島町農業委員会会長 鎌田 秀久